

報告第4号

令和7年度利根町下水道事業会計予算の繰越について

令和7年度利根町下水道事業会計予算の繰越について、地方公営企業法第26条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

令和7年度利根町下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

(単位 千円)

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳				不用額	翌年度の繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						国県補助	企業債	その他	損益勘定留保資金			
1	1	霞ヶ浦常南流域下水道建設負担金	31,748	869	30,879		30,800		79			茨城県の事業が繰越となるため翌年度へ繰越すものです。

令和7年度利根町下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による建設改良費の繰越額

(事故繰越額)

(単位 千円)

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳				不用額	翌年度の繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						国県補助	企業債	その他	損益勘定留保資金			
1	1	霞ヶ浦常南流域下水道建設負担金	2,546	2,501	45				45			茨城県の事業が事故繰越となるため翌年度へ繰越すものです。

令和8年6月2日提出

利根町長 山 崎 誠一郎